

いじめ防止対策基本方針

～生徒・保護者が安心できる学校を目指して～

廿日市市立大野東中学校

令和8年4月

目次

| | |
|-----------------|----|
| はじめに | 2 |
| 1 いじめの基本的な考え方 | 2 |
| (1) いじめとは | 3 |
| (2) いじめの基本認識 | 3 |
| 2 いじめの防止 | 4 |
| (1) 基本的な考え方 | 4 |
| (2) いじめ防止の措置 | 4 |
| (3) かかわり合う集団を作る | 4 |
| (4) 開かれた学校づくり | 6 |
| (5) 生徒会の主体的な活動 | 7 |
| 3 具体的な取組 | 8 |
| いじめ発見, 対応の流れ | 10 |
| いじめ防止対策委員会設置要項 | 11 |
| いじめ防止対策に係る取組等 | 12 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの防止は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に基づき、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、文部科学省が作成した「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」をもとに、いじめ早期発見の手立てや、いじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止対策基本方針」としてここに作成する。

1 いじめの基本的な考え方（いじめが生まれる背景と指導上の注意）

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義」より】

《参考》

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から上記のとおり定義されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は 表面的・形式的にすることなく いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要 である。この際いじめには 多様な態様があることに鑑み 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること が必要である。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

【教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識】

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

(2) いじめの未然防止

《未然防止の取組》

- ①生徒がSOSを発信できる場をつくる。
- ②生徒に対する多面的なアセスメントを行う。
- ③生徒の主体的な取組促進と「いじめは絶対に許されないこと」との共有認識



《具体的な方法》

- ①原則毎日心の健康観察を実施し、早期発見・早期対応に努める。
- ①年間3回のいじめアンケートを実施するとともに、個別の教育相談を実施する。
- ②「命の大切さについて考える集会」「いじめ防止について考える集会」を通して、全校生徒で生命尊重についての価値観を深める。

(3) 認め合う集団づくり

生徒の主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組んでいく。また、生徒同士がコミュニケーションをとれる場を意図的、計画的に設定し、かかわり合いの中で互いを認め合う集団を育成していく。

いじめや問題行動を未然に防止するためには、生徒自身あるいは生徒同士で問題を解決する力を育てるとともに、いじめを「しない」「させない」「許さない」学級づくりに努めていきます。生徒自身の資質・能力や、生徒同士の心のつながりを育む取組を意図的・計画的に行うことを大切にします。

① いじめについての共通理解

《教職員の役割》

- カウンセリングマインドを生かした生徒に寄り添う教育相談及び指導を行う。
- 教職員同士及び教職員と保護者との情報交換を密にすることで生徒の小さなサインをみつける。
- 日々の生徒理解に努め、生徒の立場に立って気持ちを受け止める。
- 計画的に自己有用感を高める取り組みを行い、居心地の良い学級づくりをする。

《組織的な校内体制》

いじめは、学校だけで抱え込むのではなく、保護者、地域、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいかなければならない。心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協力していじめ解決に向かうとともに、必要に応じて医療機関や警察、福祉施設や外部専門家等と連携する体制を構築する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

《人権教育の充実》

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

《道徳教育の充実》

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものでありいじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む

《学習活動や学級活動、学年・学校行事》

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」との自己有用感につながり、生徒は大きく変化する。

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(4) 開かれた学校づくり（声に耳を傾ける）

学校の情報公開に関するガイドライン（広島県教育委員会）は学校の情報公開に関するガイドラインにおいて、「児童生徒が生き生きと学び、県民に信頼される学校教育を行うためには、開かれた学校づくりをとおして保護者や地域の人々の理解と協力を得て教育を推進していくことが重要である。そのためにも、学校がもっている様々な情報を保護者や地域の人に積極的に発信していくことが求められている。各学校においては、この資料を活用し、学校と家庭・地域社会が連携して行う教育が一層推進されることを期待する。」と述べている。また、情報発信の方法として次のようなことを示している。

【情報発信の方法】

- ① 学校だより等の配布
学校だより等により、学校の情報を保護者や地域の人に配布するとともに、そのことに対する意見や要望を把握するための工夫が求められます。
- ② インターネットの活用
学校の情報を掲載したホームページを作成し、定期的に更新していくことにより誰でも自由にその情報を得ることができるようにするとともに、そのことに対する意見や要望を電子メールによって把握することが求められます。
- ③ 学校開放週間等の導入
学校開放週間を設けるなど、保護者や地域の人に授業や学校行事を積極的に公開していくことが求められます。
- ④ 家庭や地域、関係機関等との連携
いじめ、不登校、問題行動、いわゆる「学級崩壊」などの課題は、学校のみですべてを解決しようとするのではなく、家庭や地域、関係機関等と共同して解決を図る姿勢が求められます。

このことから、本校では次のような取り組みを行うこととしている。

(ア) 参観日及び学級懇談会等の設定

定期的な授業参観日を設けるとともに学級懇談会等を設定する。学校の取り組みや学級の様子について保護者に説明するとともに、保護者の意見を聞く機会を設ける。

(イ) HPで情報発信

学校の様子をタイムリーに学校のホームページに掲載する。

(5) 生徒会の主体的な活動

① 生命尊重を軸とした取組

生徒会の運営により、「命の大切さについて考える日の取組」,
「いじめ防止について考える取組」を実施し,
年間を通じて生命尊重について考える場を設定する。



生徒会執行部からのメッセージ

私たち生徒会執行部は、どの生徒も本当の笑顔で学校に来られる環境をつくりたいと思います。友達との遊びでついついやりすぎていませんか？みなさんにお願ひがあります。いじめを他人事にしないでください。私たち生徒会執行部は、全力で「いじめ撲滅」に取り組んでいます。しかし、私たちだけではいじめを撲滅させることはできません。

だからみなさんの協力が必要なのです。私たちの仲間は私たちにしか助けられません。「いじめをしない・許さない・させない・見逃さない」という強い心を持ち、いじめに立ち向かいましょう。いじめに一人で立ち向かうことは怖いのです。つらいです。

しかし、みんなが助けたいと思い行動に移せば、いじめを撲滅できます。

例えば、いじめが起こり、放っておいて、後から「もし、あの時・・・」と考えるのでは遅いということです。すぐ近くに「助けて」という人がいるならば、苦しんでいる人がいるならば、手を差し伸べるべきなのです。

もう二度と同じあやまちを繰り返さないように、私たちの手で仲間を守っていきましょう。あなたが手を差し伸べれば救われる人がいるということを忘れないでください。

3 具体的な取組

I 早期発見・迅速な対応

- (1) 小さなサインを発見
 - ① いじめの疑いがある場合は、本人、保護者、周囲の生徒などから情報を収集する。その内容を生徒指導主事および管理職に報告して組織的な生徒指導体制を構築する。
 - ② 全教職員への共通理解を図り、継続的な見守り・相談体制を整える。
- (2) いじめ防止対策推進委員会
 - ① 教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできる体制を整備することで、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。
 - ② 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事が全体をコーディネートし、適切な対応・指導・支援体制を整える。また、教育委員会をはじめとする関係機関へ報告・連携をする。

II 初期対応

- (1) 緊急職員会議
 - ① 全教職員へ状況及び対応方針を説明し、周知徹底を図る。
- (2) 関係生徒への指導（複数で対応する）
 - ① 被害生徒の立場に立って、事実関係を把握する。
 - ② 加害生徒からの聞き取りを行う。
 - ③ 周囲の生徒、傍観者からの聞き取りを行う。
 - ④ 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に事実を伝える。
(謝罪については慎重に対応する必要がある)
 - ⑤ 方策及び指導方針を検討する。
- (3) 地域・関係諸機関との連携を図る。
- (4) P T A役員との連携を図る。
- (5) 管理職が教育委員会に報告をするとともに、生徒指導主事は報告書を作成する。

III 問題解決への対応

- (1) 保護者も含めて、指導を行い、反省・謝罪の会を開く。
- (2) 物品・金品等の弁済が必要な場合は、保護者の了解を得て行う。
- (3) 被害者の立場を考慮して、報復行為への指導を行う。

IV 事後対応

- (1) 再発防止に向け、加害生徒及び被害生徒の状況を把握する。
- (2) 学級や部活において、いじめを許さない集団づくりを行う。
- (3) いじめ防止対策推進委員会で方策を協議し、全教職員で共通理解を図る。
- (4) 教育委員会に報告書を提出する。

《いじめを行った生徒への指導》

- ・いじめは「人間として絶対に許されない行為」であることを理解させ、いじめをやめさせる。また、どんな理由があっても、いじめてよい理由にならないことを理解させる。
- ・事実確認した内容に基づき、自らの行為について振り返り、反省する指導を行う。

- ・いじめを受けた生徒が安心できるよう、いじめを行った生徒を継続的に観察・指導する。
- ・いじめの事実だけでなく、その背景にある心情や行動など、自分自身の心を深く見つめ直させる指導を行う。
- ・行ったいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、所轄警察と連携して対応する。
- ・いじめを行った生徒が、自らの行為を振り返り、過ちを認め、いじめた生徒に対して心からの謝罪ができるまで指導する。
- ・いじめを行った生徒については、二度といじめをしないように、アンガーマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを指導する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや専門諸機関と連携しながら、組織的に指導を進めていく。

《いじめを受けた生徒へのケア》

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すとともに、いじめられた生徒の不安を軽減することに努める。
- ・いじめてもよい理由は存在しないため、いじめを受けた生徒に非は無いかをはっきりと伝え、自尊感情を保つことができるように配慮する。
- ・いじめ防止対策推進委員会で協議し、組織的な指導体制をつくり、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支えることができるようにする。
- ・スクールカウンセラーや専門諸機関との連携を取り、心に受けた傷を癒していくことができるようにする。
- ・いじめた生徒とその保護者からの謝罪の場を設定する。ただし、いじめを受けた生徒とその保護者の思いを尊重し、受け入れられない場合は適切に対処する。

《いじめをした生徒の保護者との連携》

- ・いじめの事実について、いじめを行った生徒の保護者と情報を共有し、家庭と連携して指導が進められるように、いじめを行った生徒の保護者に継続して助言を行うなど、協力体制を築いていく。

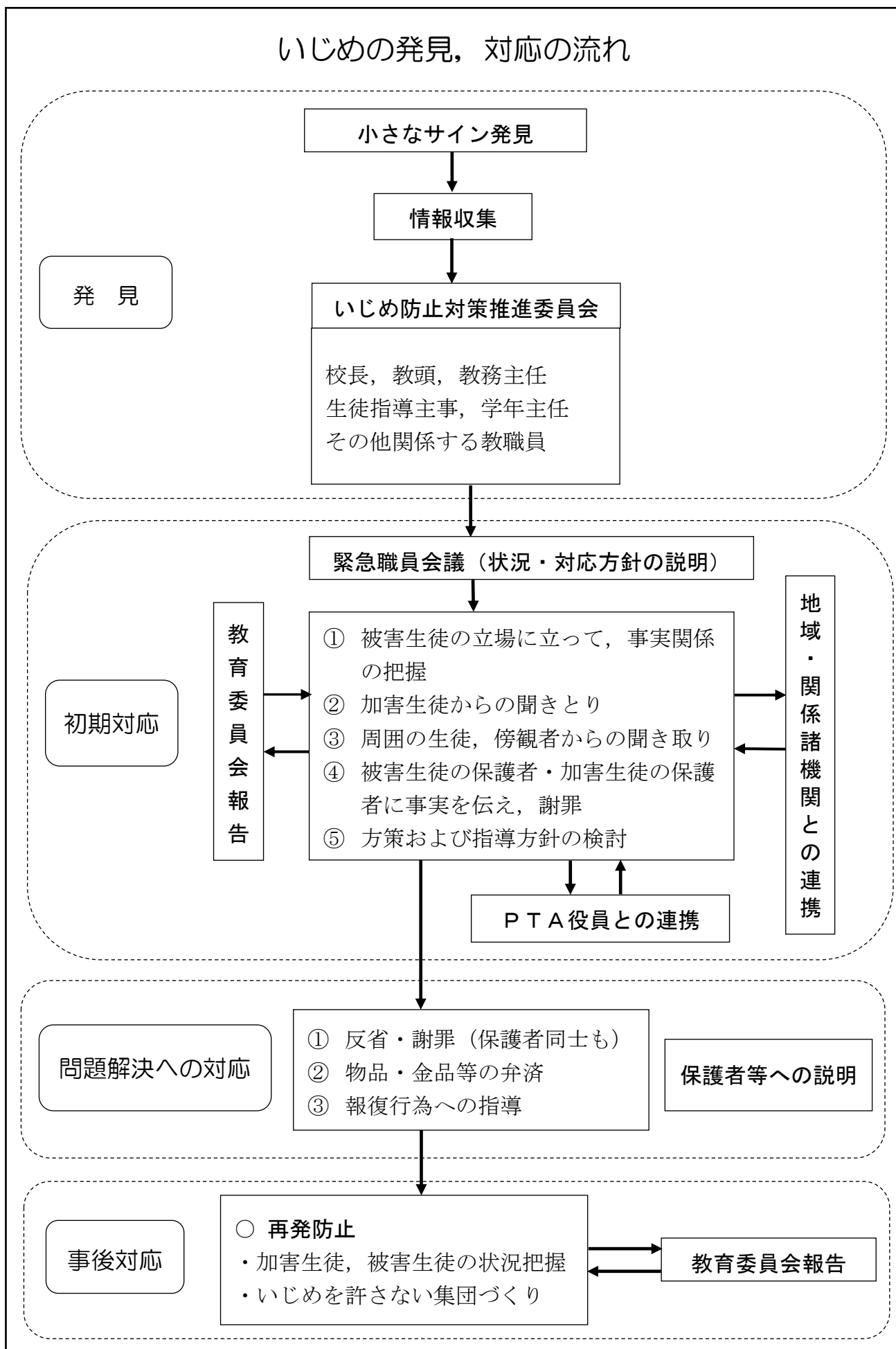
《いじめを受けた生徒の保護者との連携》

- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことを伝えるとともに、いじめを受けた生徒とその保護者が不安に思っている事柄を丁寧に聴き、具体的な対処方法を一緒に考え、誠実に応えていく。

《いじめの再発防止のための指導》

- ・いじめは、身体も心も傷つく。身体の傷は治っても、心の傷は治らない。ということを再確認させいじめがいかにかに人として許されない行為であるかを指導する。
- ・SOSの出し方に関する教育を推進する。適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにする。
- ・生命尊重の教育をするとともに、いじめの構図（観衆や傍観者も加害者である）を理解させる指導を行う。

いじめの発見，対応の流れ



いじめ防止対策委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 いじめの防止及び早期発見・解決は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、生徒の小さなサインを見逃さない生徒理解のもと、授業規律の確立を行い、生徒が安心して、充実した生活を送れるようにしていくものである。そのために、大野東中学校いじめ防止対策委員会（対策プロジェクト）を設置し、いじめの防止及び早期発見・解決を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 対策プロジェクトの役割は、次の事項とする。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について統括する。
- (2) 生徒指導部の作成した年間指導計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童生徒のいじめに関する問題行動等に係る情報を生徒指導部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があったときには、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部に関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。
- (6) 重大な事態が発生した場合、このプロジェクトが中核となってチームを編成する。
- (7) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (8) その他、いじめの防止対策に係る組織的な取組を行う。

(組織)

第3条 対策プロジェクトは、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を充てる。

- (1) 教務主任
- (2) 生徒指導主事
- (3) 道徳教育推進主任
- (4) 委員長が必要と認める関係者（養護教諭、スクールカウンセラー等）

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策プロジェクトは、原則月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるとき、会を開催する事ができる。

2 委員長が必要と認めた時は、対策プロジェクトに構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 対策プロジェクトの庶務は、生徒指導主事が行う。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、対策プロジェクトの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成25年10月1日から施行する。

令和8年度 いじめ防止対策に係る取組等

| | 対策委員会 | 生徒指導部 | 教務部 | 学校行事等 | PTA行事等 | 生徒会行事等 | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | その他 |
|-----|---------------|---------------------|--|-----------------------------------|--------|------------------|------------------------------------|---|------------------------------------|----------------------------|
| 4月 | 校内委員会 連携会議 | 生徒指導体制の確認 生徒理解研修 | 授業参観・学級懇談会 | 始業式 | PTA総会 | 新入生歓迎会 | 学級目標作成 人間関係づくり | 学級目標作成 人間関係づくり | 学級目標作成 人間関係づくり | |
| 5月 | 校内委員会 連携会議 | | 授業参観・学級懇談会 | 「命の大切さにつ いて考える日」の 取組 体育祭 | | | 特別な教科道徳 内容項目D-(19) 「生命の尊さ」 | 特別な教科道徳 内容項目D-(19) 「生命の尊さ」 | 特別な教科道徳 内容項目D-(19) 「生命の尊さ」 | |
| 6月 | 校内委員会 連携会議 | いじめアンケート 教育相談 | 学校アンケート(生徒・保護 者) | 生徒総会 中体連春季大会 | | 生徒総会 | 特別な教科道徳 内容項目B-(8) 友情, 信頼 | 特別な教科道徳 内容項目B-(8) 友情, 信頼 | 特別な教科道徳 内容項目B-(8) 友情, 信頼 | |
| 7月 | 校内委員会 連携会議 | | 学校運営協議会 | 終業式 | | | 学級スローガンの 振り返り | 学級スローガンの 振り返り | 学級スローガンの 振り返り | 防犯教室(SNSに ついて) 期末懇談会 |
| 8月 | 校内委員会 連携会議 | SC・SSW研修 | | | | | | | | |
| 9月 | 校内委員会 連携会議 | | | 始業式 | | | 特別な教科道徳 内容項目B-(6) 思いやり, 感謝 | 特別な教科道徳 内容項目B-(6) 思いやり, 感謝 | 特別な教科道徳 内容項目B-(6) 思いやり, 感謝 | |
| 10月 | 校内委員会 連携会議 | いじめアンケート | | 中体連秋季大会 文化祭 | | | 文化祭 | 文化祭 | 文化祭 | |
| 11月 | 校内委員会 連携会議 | 教育相談 | 学校アンケート(生徒・保護 者) 学校へ行こう週間 | | | | | | | 進路懇談(3年) |
| 12月 | 校内委員会 連携会議 | SC研修 | 学校運営協議会 | いじめ防止につ いて考える取組 終業式 | | 生徒会役員選挙 役員交代式 | | 修学旅行 | | 期末懇談会 |
| 1月 | 校内委員会 連携会議 | いじめアンケート | | 始業式 | | 生徒会リーダー研 修 | 特別な教科道徳 内容項目D-(22) よりよく生きる喜び | | 特別な教科道徳 内容項目D-(22) よりよく生きる喜び | |
| 2月 | 校内委員会 連携会議 | 教育相談 | 学校アンケート(生徒・保護 者) 授業参観 学校運営協議会 | | | | | CSW 特別な教科道徳 内容項目D-(22) よりよく生きる喜び | 学級目標の振り返 り | |
| 3月 | 校内委員会 連携会議 | | | 卒業式 修了式 | 12 | | 学級目標の振り返 り | 学級目標の振り返 り | | |